

京都市会図書室規程の一部を改正する規程を公布する。

平成25年2月28日

京都市会議長 大西 均

### 京都市会規程第3号

京都市会図書室規程の一部を改正する規程

京都市会図書室規程の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条を次のように改める。

(趣旨)

第1条 この規程は、地方自治法(以下「法」という。)第100条第19項の規定により設置する京都市会図書室(以下「図書室」という。)の運営及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業)

第2条 図書室は、次の刊行物等の収集及び保管その他市会議員の調査研究に資するための事業を行う。

- (1) 官報及び政府の刊行物
- (2) 京都府公報及び京都府の刊行物
- (3) 京都市会会議録その他京都市会の刊行物
- (4) 京都市の刊行物
- (5) 各自治体の刊行物
- (6) 各種の図書、新聞、雑誌及び資料

第6条第2項第1号中「第4号」を「第5号」に改める。

附 則

この規程は、平成25年3月1日から施行する。

(市会事務局調査課)